



表1 : 優生保護法と糸賀思想をめぐる近現代史

垂髪, あかり

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科「学術講演会2019」:1-4

(Issue Date)

2019-09-13

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006828>



表1 優生保護法と糸賀思想をめぐる近現代史

	優生保護法をめぐる動き	時期	糸賀思想をめぐる動き
1940	国民優生法制定	法律 成 立 期	
1945	終戦		
1946			近江学園設立 「犯罪者ノ半数以上ガ精神薄弱者デアル」(糸賀)
1948	優生保護法成立 「先天性遺傳病者の出生を抑制することが國民の急速なる増加を防ぐ上からも、亦民族の逆淘汰を防止する点からいっても、極めて必要である」 (第2回通常国会参議院厚生委員会会議録第13号)		
1950			重度障害児の終身保護を目的とした落穂寮を開設 「同じ精神薄弱児といってもその程度はさまざまで、人間的であるよりもむしろ動物に近いようなものもあれば、ある種の白痴の如きは植物的でさえある」(糸賀)『近江学園年報』第2号 「永遠の幼児」(糸賀)『糸賀一雄著作集I』
1952	12条手術新設 「遺伝性以外の精神病、精神薄弱にかかっている者についても、保護義務者の同意がありますれば、審査の上、同手術を行いえることとしたい」(谷口弥三郎議員)	手術 推 進 期	近江学園にて強制不妊手術実施 「SAの強制不妊手術の記録」『近江学園年報』第4号 学園職員からの優生手術に関する議論が記録 (全国精神薄弱児施設幹部職員相互研究会) 近江学園：重度の子どもを集め「さくら組」を編成 「魯鈍,痴愚,白痴という大まかな分類からすれば、重症 痴愚、白痴という層と、もう一つは軽症痴愚以上という層の二つの層にわけてみた」(糸賀) 「前者に属するものを,現状では到底社会性を期待できな いもの,後者は問うや性を期待できるものという風にして,生活をはっきり分類」(糸賀)『近江学園年報』第4号

	優生保護法をめぐる動き	時期	糸賀思想をめぐる動き
1953			<p>知的障害児女子のためにあざみ寮開設</p> <p>「再びその親と同じ様な状況の下に同じ様な子供をつくらない様に、新しい健全な家庭を創りうるまでに至る人間形成のために助力してやらなければならない」</p> <p>「又同時に彼等の将来に対して、遺伝的生物学的又優生学的考慮も払い、後顧の憂のない様に考えねばならないのではないだろうか。そのために現在の彼等及びその親達を直視する事が必須の緊急事である」(指導員 C)『近江学園年報』第5号</p> <p>「彼等がその精神年齢の特異性の故に『永遠の少年、幼児』であり、決して大人になることのない子供であるという点こそが問題」(糸賀)『糸賀一雄著作集 I』</p>
1954			<p>近江学園：「療護児」のための「杉の子組」発足</p>
1955	<p>優生手術の予算増を受け過去最多の1362件の手術実施</p> <p>「遺伝的な犯罪者に対する断種手術というものは一例もされていない。これは刑務所の医官がもっと積極的に民族の優秀性、犯罪防止というものを考えれば、医官の申請によって処置される点でありますから、遺伝的な犯罪者に対する人口政策上の措置というものを今後積極的にお願いしたい」(福田昌子議員)</p>		<p>「墮ちゆくもの—春枝のかなしみ」(糸賀)『近江学園年報』第7号</p>
1956			<p>「純粹に科学的な研究の成果というものと優生手術をしたほうがいいのか悪いとかいう具体的な判断とは根拠が違うのじゃないでしょうか。つまりそれは社会的な政策の問題になる。科学的研究の成果と政策とを混同してしまわぬようにすることも必要です」(糸賀)『白い青春』(『手をつなぐ親たち』から転載)</p> <p>「もっと本質的に、この子どもたちの生きるよろこびを高める」(糸賀)</p> <p>「白痴が白痴として絶対肯定されながら、同時に無限の向上をめざして、社会的ないとなみがつみ上げられる姿が、この教育の特質である」(糸賀)『手をつなぐ親たち』第4号</p>

	優生保護法をめぐる動き	時期	糸賀思想をめぐる動き
1957	手術件数が減少に転化 「(強制不妊手術の) 該当者は約 12 万 6000 人」 「もっと多数に優生手術できるよう国が補助すべきでは」(谷口議員) 脳性まひ者「青い芝の会」発足		
1958			「感ずる世界、意欲する世界」(糸賀) 「どのような生き方をしたいと思っているか」(糸賀)『近江学園年報』第 8 号
1961			近江学園「発達保障」提起
1963			重症心身障害児施設びわこ学園設立 「子どもの発達の権利を保障する」(糸賀)『近江学園年報』第 10 号
1964	精神衛生法改正 米国ライシャワー大使殺傷事件 容疑者の男に「精神分裂病」の通院歴		「どんな生命も、生まれてきた甲斐があったことを、何らかの形で実証しなければならない」 「その生命はかけがえのないもの」(糸賀) 『びわこ学園だより』創刊号
1965			「社会政策として優生手術が考えられるためには、その根底に、人間の生命にたいする深い愛情とあくまでその発達を保障しようという意思がこめられているのでなければならない。」(糸賀) 「ひとたび形成された人間の生命にたいする無限の尊厳のもとにその発達を保障しようとする考えかたは、人間がようやく到達した思想の高みである。」(糸賀) 「その思想は、妊娠中絶や優生手術にたいして、時としては対立し矛盾する立場に立つ。しかしその緊張のなかでこそ中絶や優生手術は、深い反省のもとに是正されていくのだともいえよう。」(糸賀)「性教育」三木安正『精神薄弱児教育実践講座 性格と生活の指導』 「白痴の人たちのどんな生き方が本当の幸せであろうか」(糸賀)『糸賀一雄著作集Ⅲ』 「二歳は二歳として、三歳は三歳として、そのおのおのの段階のなかに実現しなければならぬ無限の可能性をもつ」(糸賀)『近江学園年報』第 11 号

	優生保護法をめぐる動き	時期	糸賀思想をめぐる動き
1966			第二びわこ学園開設 「横（横軸）の発達」（糸賀）『両親の集い』第128号
1968			糸賀一雄逝去
1972	経済条項削除など見送り 中絶許可の条件である経済条項を削除し障害のある胎児の中絶を認める胎児条項追加を国が提案。障害者・女性団体から反対	減少期	
1994	国連会議（エジプト）で日本の女性団体らが優生保護法を批判		
1996	母体保護法に改定 強制手術などを削除	改定期	

* 優生保護法をめぐる動きについては、毎日新聞取材班（2019）『強制不妊 旧優生保護法を問う』収録の「優生保護法をめぐる近現代史」を

参考に作成